企画競争実施の公示

令和３年４月21日
中国運輸局観光部長　九鬼　令和

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

１．業務概要
（１）業務名及び概要
令和３年度　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（実証事業）
「広島広域都市圏における外国人観光案内所を拠点とした消費拡大に向けた実証事業」
（２）業務内容等
【業務の背景・目的】
広島広域都市圏（※）には「宮島」「広島平和記念公園」が二大観光ハブとして存在しており、欧米豪をはじめとして多くの訪日外国人旅行客が訪れている。しかしながら、情報発信やコンテンツそのものの不足により当該観光地の点の観光にとどまっており、消費額は伸びていない。そのため、外国人観光案内所等を拠点とした情報発信の実証事業を行い、域内周遊の促進につながるか検証することを目的とする。
※：広島市の都心部からおおむね 60km の圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの 24 市町で構成されるエリア。
【業務の内容】
説明書による。
【報告書（成果物）等の提出方法】
説明書による。
（３）履行期限
令和４年２月28日（月）

２．企画競争参加資格要件
（１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
（２）令和01・02・03年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「A」～「D」の等級に格付けされ、中国地域の参加資格を有している者であること。
（３）国土交通省中国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
（４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（５）労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。
（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、企画提案書提出時までに是正を完了している者を除く。）
（６）労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（企画提案書提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

３．手続等

（１）担当部局

中国運輸局観光部観光地域振興課

〒730-8544　広島市中区上八丁堀 6 番 30 号

E-mail：cgt-regional_tourism_section@gxb.mlit.go.jp

TEL：082-228-8703 / FAX：082-228-9412

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和 3 年 4 月 21 日から令和 3 年 5 月 11 日まで

場所：（１）に同じ

方法：（１）の E メールアドレスに説明書交付の申し込みをしたものに対し、電子データ（ＰＤＦ形式）でメール送付する

（３）企画提案書類の作成様式及び記載上の留意点

①企画提案書

A4 判 30 ページ以内（添付書類はページ数に含まない）とし、業務の実施方針、実施工程、手法、定性的・定量的な目標等を記載すること。なお、提案書冒頭に**提案の優良性、独創性（（５）②、③に規定）及び目標を分かりやすくまとめた**提案概要（1 ページ。文字の大きさは 12 ポイント）を記載すること。

②添付書類

〇以下の事項を記載した書類

・提案者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、法人番号及びその代表者の氏名

・担当者の氏名及び連絡先（電話番号、Ｅメールアドレス）

・業務の実施体制

・緊急時の連絡体制

・苦情等相談に係る処理体制

・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

・業務項目別の経費見積（交通費など実費とそれ以外を区分するとともに、項目、単価等を具体的に明らかにしたもの）

・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

〇令和 01・02・03 年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し

〇「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」及びその添付書類

URL：https://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/soumu/jyoseikatsuyaku.html

（４）企画提案書類の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 3 年 5 月 11 日（火）17 時 00 分（必着）

場　　所：（１）に同じ。

方　　法：電子データによる提出を基本とし、提出方法は、電磁的方式（電子メール等）、データ入り CD（又は DVD）の持参又は郵送（書留郵便に限る。）とすること。データは添付書類も含め１つのファイル（PDF 形式）に統合されたものとし、その容量は 10MB 以下とすること。

なお、電磁的方式による提出の場合には、電話によりデータ到達の確認を必ず行うこと。

（５）ヒアリング実施の有無及び方法　　必要に応じて実施

（６）契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。

②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
⑤必　要　経　費：業務内容に見合った適切な経費であること。
⑥専　門　的　知　識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
⑦ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進の状況：
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条及び第12条の認定【えるぼし・プラチナえるぼし】
但し、認定段階1、2及び3においては、「労働時間の働き方に係る基準」を満たすことが必要
・次世代育成支援対策推進法第13条の認定【くるみん・プラチナくるみん】
・青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定【ユースエール】
を受けた企業であれば所定の評価点を加点する。

４．その他
（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）契約書作成の要否　　要
（３）本業務の支払条件及び概算予算額
・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して 30 日以内。
・概算予算額：**1,200 万円を上限**とする。（消費税及び地方消費税を含む）
（４）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
（５）提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
（６）提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
（７）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
（８）特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
（９）原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
（10）提案する内容及び得られる業務成果は、適正公平な内容とすること。
（11）提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
（12）特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
（13）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
（14）提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
（15）企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当局ホームページで次の事項を公表する。
・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

（16）契約履行過程で生じた成果物の著作権は中国運輸局に帰属する。

（17）不明な点等のお問い合せ先等

・お問い合せ先：３．（１）に同じ（担当：石風呂、末田）

・お問い合せ方法：電話、電子メール又は来訪

・お問い合せ期間：公示の日から、３．（３）に記載の提出期限まで

なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。